

## 枚方市訪問介護事業者会 会則（案）

### （名称）

- 第1条 本会は、枚方市訪問介護事業者会と称する。  
所在地については、会長が所属する事業所内に設置するものとする。

### （目的）

- 第2条 本会は、訪問介護の運営に関し、訪問介護サービスを受けられる利用者様や家族様に満足していただき、かつ適正な訪問介護事業の運営に役立つ役割を担い、枚方市における訪問介護のより良いサービス提供を目指し、枚方市の高齢者福祉の向上と発展に寄与する。
- 2 本会は、各関連機関との情報交換及び連絡の窓口となり、また介護職員の意識向上やより良い就業環境を確立する一助とし機能する。

### （事業）

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1)各関連機関との交流、情報交換
  - (2)研修、講義、勉強会等の開催
  - (3)訪問介護事業運営に関する調査研究や、行政とのパイプライン確立
  - (4)会報誌の作成、発行
  - (5)会員間の交流、情報交換
  - (6)就業環境の検討（現場で働く力、人材不足、離職等の問題改善）
  - (7)その他、会の目的達成のために必要な事業

### （組織）

- 第4条 本会は、第2条の目的に賛同する枚方市内にサービス提供を行う訪問介護事業所により、組織される。

### （入会）

- 第5条 本会に入会しようとするものは、所定の入会手続きを経なければならない。但し、入会手続以後、退会届の提出がない限り継続とする。

### （退会）

- 第6条 次のいずれかに該当した会員は退会させるものとする。
- (1)退会届が提出されたとき
  - (2)会費滞納が1年を超えたとき。
  - (3)本会や会員の名誉を著しく傷つけたとき
  - (4)本会の目的に反する行為等が見られた場合、その会員に役員による事情調査を行い役員会で決議されたとき

### （役員）

- 第7条 本会に次の役員を配置する。
- (1)会長 1名
  - (2)副会長 1名
  - (3)事務局長 1名
  - (4)幹事 若干名
  - (5)会計 1名
  - (6)会計監査 1名
- 2 役員は、本会会員の互選または推薦により選出する。
- 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

### （顧問）

- 第8条 本会の顧問は枚方市健康福祉部とし、運営に協力し、発展に寄与する。
- 2 顧問は、役員会に出席する。

(職務)

- 第9条 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合にはその職務を代行する。
  - 3 事務局長は、本会の庶務や各役員の補助を務める。
  - 4 会計は、本会の会計事務を務める。
  - 5 会計監査は、本会の会計を監査する。
  - 6 幹事は、本会の運営に関する立案、準備、実施やその他の庶務を務める。

(総会)

- 第10条 総会は、会員（役員、顧問含む）をもって構成し、毎年1回会長が招集する。ただし、役員半数以上が必要と認める場合は、臨時総会を開催する。
- 2 総会は、特別な理由が無い限り毎年4月又は、5月に開催する。
  - 3 総会の議長は、役員以外の会員から選出する。
  - 4 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立とする。
  - 5 総会に欠席する会員は、委任状提出をもって前項の出席者数に加算する。
  - 6 総会は天災、その他事由により、会則で定めた時期に開催できない状況が発生した場合、必ずしも要求しないものとする。また、その状況が解消されるまで延期、もしくは合理的な期間内に総会を開催すれば足りるものとし、書面または電磁的記録により過半数以上の同意をもって成立とする。

(総会内容)

- 第11条 総会の審議内容は次の通りとする。
- (1) 本年度の事業報告及び決算
  - (2) 次年度の事業計画及び予算
  - (3) 次年度役員の選任
  - (4) 会則の変更
  - (5) その他議長が付議した事項

(役員会)

- 第12条 役員会は、枚方市訪問介護事業者会が開催される内容に従い、定期開催する。
- 2 会計監査以外の役員の半数以上の出席がない場合には流会とする。
  - 3 役員は、本会の役員であることを自覚し、高質な事業者会を目指し、躍進的かつ積極的な活動を実行する。
  - 4 役員会は月1回の開催を基本とする。
  - 5 役員会が天災、その他事由により開催できない状況が発生した場合、その状況が解消されるまで延期、もしくは合理的な期間内に役員会を開催すれば足りるものとする。

(議決)

- 第13条 総会、役員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合においては、顧問の意見を取り入れ、議長が決定する。
- 2 議決数の確認単位は事業所ごとに一票とする。
  - 3 天災、その他事由により通常の総会、役員会が開催できない場合の議決は、書面または電磁的記録によって集約し決定する。

(会費)

- 第14条 本会の会費は、事業所単位で徴収する。
- 2 本会の会費は、全事業所一律（顧問を除く）年5,000円とする。
  - 3 半期を過ぎた年度途中の入会の場合は、その年のみ2,500円とする。
  - 4 会計年度途中の退会においては、返還義務を負わない。
  - 5 一度支払われた会費については、本会はいかなる場合をもって返還しない。

(会計)

第15条 本会の経費は以下のもので運営する。

(1)会費

(2)その他収入

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(その他必要事項)

第17条 その他本会に必要な事項は、会則以外において役員会により決定し、会員に報告するものとし、別にこれを定めることができる。

付則 この会則は2009年2月18日より施行する。

- 2010年4月23日 第4条の「枚方市内の訪問介護事業所」を「枚方市内にサービス提供を行う訪問介護事業所」に変更。  
第7条の会計及び会計監査をそれぞれ2名から1名ずつに変更
- 2011年4月26日 第5条に「但し、入会手続き以後、退会届の提出がない限り継続とする。」を追加。
- 2014年4月25日 第7条の2の「役員及び会計、会計監査は」を「役員は」に変更し、3、4を削除し5を繰り上げ。  
第9条(サポーター会員)を追加し、以下の条文を一条ずつ繰り下げ。  
第10条に事務局長とサポーター会員の職務を追加。  
第15条の3を「半期を過ぎた年度途中の入会の場合は、その年度のみ2,500円とする。」に変更。
- 2015年4月24日 第9条(サポーター会員)を削除し、以下の条文を一条ずつ繰り上げ。  
第10条からサポーター会員の職務を削除。
- 2016年5月18日 第8条の高齢社会室を長寿社会推進室に変更  
第12条に「会計監査以外の」を追加。
- 2017年4月24日 第7条、第9条に事務局次長を追加。  
第8条の枚方市役所長寿社会推進室を枚方市長寿社会部に変更。
- 2020年5月30日 第10条6を追加  
(総会が天災、その他事由により開催できない場合の取り決め)。  
第12条5を追加  
(役員会が天災、その他事由により開催できない場合の取り決め)。  
第13条3を追加  
(総会、役員会が開催できない場合の議決の取り決めについて)
- 2023年5月18日 第7条、第9条を変更  
(副会長を2名から1名とし、事務局次長を削除)。  
第8条を変更  
(枚方市長寿社会部を枚方市健康福祉部に変更)